

TOKOニュースレター

Vol. 73/2016年11月号 発行日: 2016年11月29日

東京都心に 11 月としては 54 年ぶりとなる初雪が降りました。温暖化による異常気象でしょうか? 我が家では、寒さしのぎに毛布を体中に巻いて雪温度に対応しました。計画外の出来事があっても、 落ち着いて対応できる柔軟さは経営にも必要ですね。

- I. 最新情報(2016年10月1日~2016年10月31日)
- 1. 一般会計(会計制度委員会)

特になし

2. IFRS 関係(会計制度委員会)

| CPA協会 | 種類 | タイトル | 内 容 | 適用時期 |
|---------|------|-------------|--------------------------------------|------|
| HP掲載日 | 1至大只 | | בי עין | |
| 2016年10 | 意見 | IASB 公開草案「事 | 平成 28 年6月 28 日に国際会計基準審議会(IASB)から、公開 | - |
| 月31日 | | 業の定義及び従来 | 草案「事業の定義及び従来保有していた持分の会計処理(IFRS 第 | |
| | | 保有していた持分 | 3号及び IFRS 第 11 号の修正案)」が公表され、意見が求められ | |
| | | の会計処理(IFRS | ま <i>し</i> た。 | |
| | | 第3号及びIFRS | 日本公認会計士協会(会計制度委員会)では、当該公開草案に対 | |
| | | 第 11 号の修正 | するコメントを取りまとめ、平成 28 年 10 月 31 日付けで提出い | |
| | | 案)」に対する意 | たしましたのでお知らせいたします。 | |
| | | 見について | | |

3. 学校法人会計(学校法人委員会) 特になし

4. 非営利・公会計(非営利法人委員会、公会計委員会)

| CPA協会 HP掲載日 | 種類 | タイトル | 内 容 | 適用時期 |
|----------------|----|-----------|--------------------------------------|------|
| 2016年 10 | 意見 | 『非営利法人委員 | 日本公認会計士協会(非営利法人委員会)では、内閣府公益認定等 | _ |
| 月13日 | | 会実務指針第38 | 委員会から公表された「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況 | |
| | | 号「公益法人会計 | について」(平成 27 年 3月 26 日)及び「公益法人の会計に関す | |
| | | 基準に関する実務 | る諸課題の検討結果について」(平成 28 年3月 23 日) に基づき、 | |
| | | 指針」の改正』(公 | 非営利法人委員会における検討を行ってまいりました。 | |
| | | 開草案)の公表に | この度、一応の検討を終え、公開草案として公表し、広く意見を | |
| | | ついて | 求めることといたしました。 | |
| | | | 本公開草案についてご意見がございましたら、平成 28 年 11 月 | |
| | | | 13日(日)までに、下記電子メール又はFAX(できるだけ電子 | |
| | | | メールでお寄せくださいますようお願いいたします。)によってお | |
| | | | 寄せください。 | |

5. IT 関係 (IT 委員会)

| CPA協会 HP掲載日 | 種類 | タイトル | 内 容 | 適用時期 |
|----------------|----|-----------|--|------|
| 2016年 10 | 研究 | I T委員会研究資 | 日本公認会計士協会(IT委員会)は、IT委員会研究資料第8号 | _ |
| 月31日 | 資料 | 料第8号「情報イ | 「情報インテグリティ」を平成 28 年 10 月 31 日付けで公表しま | |
| | | ンテグリティ」の | したので、お知らせいたします。 | |
| | | 公表について | 本研究資料は AICPA 及び CICA(現「CPA CANADA」)から | |
| | | | 公表されたホワイトペーパー「Information Integrity」(January | |
| | | | 2013) (以下「本ペーパー」という。) について、会員各位の参考 | |
| | | | に資するため、日本公認会計士協会(IT委員会)が翻訳許諾の下 | |
| | | | で日本語に翻訳したものです。 | |
| | | | 現代は、多様な事業体によって様々な情報が作成・発信され、そ | |
| | | | れらが経営者、投資家、規制当局、株主等のステークホルダーの意 | |
| | | | 思決定に利用されています。本ペーパーは、こうした様々な情報の | |
| | | | 信頼性を確保するために必要とされる情報インテグリティを定義 | |
| | | | し、どのようにしたら情報インテグリティを達成し、維持できるの | |
| | | | かについて説明しています。また、情報インテグリティに対して保 | |
| | | | 証を与えるために必要な概念である「情報の性質」、「構成要素」及 | |
| | | | び「情報のライフサイクル」について解説を行った上で、独立した | |
| | | | 第三者が情報インテグリティに関する保証業務を提供する際に考 | |
| | | | 慮すべき事項が示されております。 | |

本研究資料が財務及び非財務情報に係る保証業務の理解に当たっての一助となれば幸いです。

6. その他(中小事務所等施策調査会)

| CPA協会 HP掲載日 | 種類 | タイトル | 内 容 | 適用時期 |
|----------------|----|----------|-------------------------------------|------|
| 2016年10 | 公開 | 「中小企業の会計 | コメントの募集 | _ |
| 月28日 | 草案 | に関する指針」の | 日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び | |
| | | 改正に関する公開 | 企業会計基準委員会の関係4団体が主体となって設置された「中小 | |
| | | 草案等の公表につ | 企業の会計に関する指針作成検討委員会」(以下「委員会」という。) | |
| | | いて | は、「中小企業の会計に関する指針」(以下「中小会計指針」という。) | |
| | | | について、資産除去債務、税効果会計に関する見直しを行いました | |
| | | | ので、中小会計指針の改正に関する公開草案(以下「本公開草案」 | |
| | | | という。) を本日公表いたします。 | |
| | | | 本公開草案の公表は、改正点について広くコメントをいただくこ | |
| | | | とを目的とするものです。コメントは、平成28年11月28日(月) | |
| | | | までに、原則として電子メールにより、下記のいずれかの団体へお | |
| | | | 寄せください。なお、個々のコメントについては、直接回答しない | |
| | | | こと、各団体のホームページ等で公開する場合があること、氏名又 | |
| | | | は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わな | |
| | | | いことを、あらかじめご了承ください。 | |
| | | | 関係4団体においては、我が国の経済の好循環を実現していくた | |
| | | | めには中小企業の果たす役割が重要であると認識しております。こ | |
| | | | の点を踏まえ、中小会計指針を取引実態に合わせたより利用しやす | |
| | | | いものとするために、継続的に見直しを行っており、今回の見直し | |
| | | | もその一環です。これにより、中小企業における会計の質の向上、 | |
| | | | ひいては持続的な経済社会の成長と経済基盤の整備に貢献してま | |
| | | | いりたいと考えておりますので、ご協力いただきますようお願い申 | |
| | | | し上げます。 | |
| | | | | |
| | | | 本公開草案における改正点 | |
| | | | 本公開草案では、現行の中小会計指針第89項にある「今後の検 | |
| | | | 討事項」(資産除去債務)への対応として、固定資産の項目に新た | |
| | | | に敷金に関する会計処理を明記しました(本公開草案第39項)。 | |
| | | | また、税効果会計においては、平成 27 年 12 月 28 日に企業会 | |
| | | | 計基準委員会から企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の | |

| 回収可能性に関する適用指針」が公表されたことに伴い、関連項目 | |
|--------------------------------|--|
| の修正を行いました。 | |
| | |
| * 本公開草案の全文は、日本税理士会連合会、日本公認会計士協 | |
| 会、日本商工会議所、企業会計基準委員会のそれぞれのホームペー | |
| ジに掲載しています。 | |
| | |
| | の修正を行いました。 * 本公開草案の全文は、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会のそれぞれのホームペー |

Ⅱ.連絡広場

ワンポイントメッセージ

我々監査法人や社会福祉法人など非営利法人におけるガバナンス改革の機運が高まっています。その理由は、 我々監査業界で発生した不祥事に代表されるように、ガバナンス不全が会計不祥事の発生原因と考えられて いることもあります。また公共性の高い法人の活動は介護や教育など生活に幅広く影響しており、実効性の ある改革が求められています。

その中でも、ガバナンス改革の入り口として、教育機関でのマネジメント強化の例をご紹介したいと思います。教育機関では、「教学監査」という手法を開発し大学監査協会が普及に努めています(以下「教学監査 基準」から引用)。

1.「教学監査」とは?

「教学監査」とは、経営部門自らが、大学経営の目標である戦略目標が教学諸活動によってどのように達成されているかを点検評価し、経営改善に資するために実施するものと定義されています。このように教学監査は経営の PDCA サイクルの Check に当たり、大学が策定した戦略計画達成の要(かなめ)となるものです。そしてその目的は、定義にあるように、大学の経営機能が自ら設定・明示している大学全体の戦略計画が、自らの大学で実施されている教学諸活動によって効果的に達成されているかどうかを把握し、これを経営にフィードバックすることで、経営活動を支援することとしています。

但し前提として、戦略目標とその達成システムである経営の PDCA サイクル、および、 教学部門の内部 質保証システムである教学の PDCA サイクルが、有機的に機能する経営戦略システムとして、既に設定 されている必要があります。

なお「教学監査」では、「組織、システムとしての戦略目標達成の体制とその運用結果」を点検評価するものであり、教職員個々の業績等を点検評価するものではないとしています。

2. 「内部監査」とは?

「内部監査」と「教学監査」の違いは何でしょうか?「教学監査基準」では、以下のように内部監査を定義付けています。

「内部監査」は、理事会が定め、理事長が中心となって執行する戦略計画に基づいた事業計画の合理的な遂行に貢献するため、経営機能自身がその監査体制を整備し、自ら経営している大学の業務全体の経営状況を把握し、経営にフィードバックするために実施するものです。ここで監査の対象である大学業務の中には、事務部門にかかわるマネジメント・プロセスのみならず、大学の本来業務である教学諸活動(教育、研究、社会貢献)も当然その対象とするべきでですが、後者に対する監査は、大学の事業計画達成を支援するための監査、という趣旨は同じですが、事務部門と教学部門の業務内容の違いに応じた差異があるので、教学部門を対象として、このような趣旨で実施する監査を特に「教学監査」と呼び、これを除いた事務部門の業務を対象とした上記の趣旨の監査を「内部監査」と規定しています。

3. 「教学監査」「内部監査」はガバナンスと言えるか?

ガバナンスとは、ステークホルダー(ここでは、大学教育活動に関わる広い範囲の関係者で、学生、教職員、大学経営者、父母、卒業生受け入れ企業、社会、所轄官庁などを指します)の利益確保を通じ、当該組織の本来の目的を実現するため、トップ及びマネジメントを規律付けることを意味します。「教学監査」と「教学監査」は、あくまで大学の経営機能自身が自らの経営のマネジメントの合理性を把握し、経営に資することを目的として実施するのに対し、経営機能そのものの健全性を担保するには、大学の経営機能から独立した第三者のガバナンス体系の構築が必要としています。

つまり大学の場合、監事監査、外部の第三者認証評価、情報公開などによって担保されると考えられています。

4. 「監事監査」と「教学監査」の関係

「監事監査」は、経営部門から独立した監事により実施され、経営部門の業務執行に対する実効性ある監督 と規律付けを行うものであり、大学のガバナンスの主要な位置を占めます。

これにより、公正かつ健全な経営の実現をめざし、大学の価値と社会的評価を増大させ、長期的な観点からステークホルダーの利益を確保するものであります。「監事監査」も基本的には各部署が実施する年間事業計画の検証と目標管理、および自己点検評価の結果を出発点として活用しますが、監事が必要と認めれば、その枠を超えた点検評価項目を設定することが必要です。教学諸活動は大学の主たる業務ですので、「教学監査」は当然監事監査にも含まれます。ただ「監事監査」の目的が、大学の健全な経営を通して、長期的観点でのステークホルダーの利益確保をはかり、ひいては大学の価値と社会的評価の増大をはかる、ということであるので、大学の経営部門が、自身の経営が順調にその目的を果たしているかどうかを自ら調べる「内部監査」、「教学監査」とは自ずからその趣旨が異なってきます。すなわち、「内部監査」や「教学監査」では、経営部門が設定した大学全体の戦略目標の効果的な達成を目的に監査を行なっていますが、「監事監査」では、このような経営活動がステークホルダーの利益にかない、それによって大学が社会における責任を果たしているか、そして、そのことによって大学がその価値と社会的評価を増大できているか、を主たる目的に監査を行うものです。したがって「監事監査」ではすべてを網羅的に監査するというより、上記の監事監査の目的に沿わない問題点の抽出とその改善への勧告に重点を置く必要があります。

5. 「教学監査」の導入状況

大学監査協会に加入する約130の学校法人のうち、早大など3分の1が現時点で「教学監査」を実施しているようです(日本経済新聞、11月28日朝刊から)。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyrigh -6/6-